

## BUSINESS ACCOUNT 規定の新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
<p>PayPay 銀行株式会社（以下「当社」といいます）と BUSINESS ACCOUNT 口座取引（以下「本口座取引」といいます）を行う場合は下記条項の他、<u>別途定める各取引規定についても確認し、同意したものと</u>して取り扱います。</p> <p><b>第 1 条 適用</b></p> <p>当社と本口座取引を行う場合は、<u>以下の各条項の他、以下の各条項に別段の定めがない限り、「預金口座取引一般規定」（以下「一般規定」といいます）の定めが適用されるものと</u>します。なお、この場合において、<u>一般規定中「預金口座取引」とあるのは「本口座取引」と読み替えるものと</u>します。</p> <p><b>第 2 条 預金口座取引</b></p>	<p>PayPay 銀行株式会社（以下、「当社」という。）は、BUSINESS ACCOUNT 口座（SOHO ACCOUNT として開設した口座を含む。以下同じ。）での取引に関する利用規定を次のとおり定める。</p> <p><u>本規定に定めのない事項は、預金口座取引一般規定の定めが適用される。</u></p> <p><u>お客さまが当社の BUSINESS ACCOUNT を利用する場合、本規定および預金口座取引一般規定の定めを確認し、同意したものと</u>して取り扱う。</p> <p><u>なお、当社は、BUSINESS ACCOUNT で利用できるサービスに固有の事項について、別途、個別規定を定めることができる。個別規定で「BUSINESS ACCOUNT」と記載している場合、SOHO ACCOUNT 口座として開設した口座も「BUSINESS ACCOUNT」の範囲に含むものとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p><b>第 1 条（定義）</b></p> <p><u>本規定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりと</u>します。</p> <p><u>（1）本口座</u></p> <p><u>法人・個人事業主向け普通預金口座である BUSINESS ACCOUNT 口座をいう。</u></p> <p><u>（2）一般規定</u></p> <p><u>預金口座取引一般規定をいう。</u></p> <p><b>第 2 条 （BUSINESS ACCOUNT の利用）</b></p>

旧	新
<p>一般規定第 1 条の記載にかかわらず、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社と本口座取引が行えるお客さまは、日本国内の事業者（個人事業者および日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く）のうち、当社が認めた先に限らせていただきます。</li> <li>2. 当社との本口座取引にあたっては <u>BUSINESS ACCOUNT 口座（法人・営業性個人向け普通預金口座）（以下「本口座」といいます）を開設していただきます。</u>なお、本口座は原則、一法人に対し 20 口座までとさせていただきます。ただし、2024 年 3 月 31 日時点ですでに 20 口座超の口座を保有している場合、または別途当社と契約したときなど当社が特に認めた場合は、同一法人で 20 口座超の口座を保有することができます。また、一営業性個人（屋号付き個人名義）に対し 1 口座とさせていただきます（個人名義が同じ場合には、屋号が異なっても 1 口座とさせていただきます）。</li> </ol> <p>（新設）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. <u>預金口座開設にあたり、一般規定第 2 条（取引時確認）に定める取引時確認等の合法的手段で当社が知り得た情報に基づき当社が判断した結果、一般規定第 17 条（解約、制限）第 3 項アからス号の各号に 1 つでも該当した場合、一般規定第 18 条（反社会的勢力の排除）第 1 項アからオ号および第 2 項アからオ号に 1 つでも該当した場合または届出事項に疑義があると当社が判断した場合は、当社は普通預金口座開設をお断りできるものとします。</u></li> </ol>	<p>一般規定第 1 条の記載にかかわらず、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社と本口座での取引が行えるお客さまは、日本国内の事業者（個人事業者および日本国内において登記された法人事業者で、日本国外に本店または主たる事業所を有する事業者を除く。）のうち、当社が認めた先に限る。</li> <li>2. 当社との本口座での取引にあたっては、<u>BUSINESS ACCOUNT 口座の開設が必要となる。</u></li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. <u>本口座の開設数の上限は、原則次のとおりとする。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）一法人に対し 20 口座まで</li> <li>（2）一個人異業主（屋号付き個人名義）に対し 1 口座（個人名義が同じ場合には、屋号が異なっても 1 口座とみなす。）</li> </ol> </li> <li>4. <u>法人のお客さまで次のいずれかに該当する場合は、前項の定めによらず、同一法人で 20 超の口座を保有することができる。</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）2024 年 3 月 31 日時点で既に 20 口座超の口座を保有している場合</li> <li>（2）別途当社と契約したなど、当社が特に認めた場合</li> </ol> </li> </ol> <p>（削除）</p>

旧	新
<p><b>第3条 資格確認</b></p> <p><u>取引にあたっての資格確認は、本口座取引のために別途定める証明書類、証明手續によることとします。</u></p> <p><b>第4条 相殺</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お客さまが当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社はその債務とお客さまの預金その他当社に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺できるものとします。</li> <li>2. 前項の相殺ができる場合には、当社はお客さまに代わって諸預け金の払い戻しを受け、お客さまの債務の弁済に充当することが出来るものとします。</li> <li>3. 前二項により当社が相殺等を行う場合、債権債務の利息、清算金、損害金等の計算については、その期間を当社による計算実行の日までとします。また、利率等についてお客さまと当社との間に別の定めがない場合には当社が合理的に定めるところによるものとします。</li> </ol> <p><b>第5条 届出事項の変更など</b></p> <p>一般規定第21条の記載にかかわらず、次のとおりとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 氏名、法人のお客さまの代表者名に変更があった場合またはある場合には、直ちに所定の手続きにもとづき書面により届け出てください。</li> <li>2. 住所、取引目的、職業又は事業内容、電話番号、電子メールアドレス、(法人の場合のみ) 実質的支配者等、当社への届出事項 (氏名、法人のお客さまの代表者名以外) <u>に変更があった場合またはある場合には直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行ってください。</u></li> <li>3. 当社に届け出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客さまの責によりお客さま以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、それによって生じた損害について当社は責任を負いません。また、既に他のお客さまから届け出られている電子メールアドレスと</li> </ol>	<p><b>第3条 (資格確認)</b></p> <p><u>お客さまが本口座で資格が必要な取引を行おうとした場合、当社は、本口座での取引のために別途定める証明書類および証明手續により、お客さまが取引する資格を有するかを確認する。</u></p> <p><b>第4条 (相殺)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. お客さまが当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社はその債務とお客さまの預金その他当社に対する債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺できる。</li> <li>2. 前項の相殺ができる場合には、当社はお客さまに代わって諸預け金の払い戻しを受け、お客さまの債務の弁済に充当できる。</li> <li>3. 前二項により当社が相殺等を行う場合、債権債務の利息、清算金、損害金等の計算については、その期間を当社による計算実行の日までとする。また、利率等についてお客さまと当社との間に別の定めがない場合には、<u>当社が合理的に定めるところによる。</u></li> </ol> <p><b>第5条 (届出事項の変更など)</b></p> <p>一般規定第21条の記載にかかわらず、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 氏名、法人のお客さまの代表者名に変更があった場合またはある場合、<u>お客さまは、直ちに所定の手続きに基づき書面により届け出る。</u></li> <li>2. <u>前項以外の当社への届出事項 (住所、取引目的、職業または事業内容、電話番号、電子メールアドレス、(法人の場合のみ) 実質的支配者等) に変更があった場合またはある場合、お客さまは直ちに、インターネットまたは書面により所定の手続きを行う。</u></li> <li>3. 当社に届け出られた電子メールアドレスまたは住所が、お客さまの責によりお客さま以外の者のアドレスまたは住所になっていたとしても、それによって生じた損害について当社は責任を負わない。また、既に他のお客さまから届け出られている電子メールアドレスと</li> </ol>

旧	新
<p>同一の電子メールアドレスの届出があった場合において、当社が必要と認めるときは、お客さまに事前に通知することなく、重複する電子メールアドレスの双方または一方の情報を削除もしくは無効化できるものとします。この取り扱いによって生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>4. 届出事項に変更があった場合またはある場合、届け出以前に生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>5. 届け出られた住所、氏名または電子メールアドレスに宛てて当社が通知または送付書類を発送し、これらの一部でも不着のため当社に返送された場合、お客さまに事前に通知することなく、当社は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できるものとします。</p>	<p>同一の電子メールアドレスの届出があった場合において、当社が必要と認めるときは、お客さまに事前に通知することなく、重複する電子メールアドレスの双方または一方の情報を削除もしくは無効化できる。この取り扱いによって生じた損害について当社は責任を負わない。</p> <p>4. 届出事項に変更があった場合またはある場合、届け出以前に生じた損害について当社は責任を負わない。</p> <p>5. 届け出られた住所、氏名または電子メールアドレスに宛てて当社が通知または送付書類を発送し、これらの一部でも不着のため当社に返送された場合、お客さまに事前に通知することなく、当社は通知または送付書類の送付を中止し、全部または一部の取引を制限できる。</p>
<p><b>第 6 条 補償が行われない場合</b></p> <p>キャッシュカード盗難補償規定第 4 条（ア）の記載にかかわらず、次のとおりとします。</p> <p>お客さままたはお客さまの法定代理人（お客さまが法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）およびお客さまの従業員の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する損害に対して補償は行われません。</p>	<p><b>第 6 条（補償が行われない場合）</b></p> <p>キャッシュカード盗難補償規定第 4 条（ア）の記載にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>お客さままたはお客さまの法定代理人（お客さまが法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）およびお客さまの従業員の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する損害に対しての補償は行わない。</p>
<p><b>第 7 条 規定の変更</b></p> <p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更するものとします。</p> <p>2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。</p> <p>3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">【2024 年 8 月 1 日】</p>	<p><b>第 7 条（本規定の変更）</b></p> <p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、変更する。</p> <p>2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知する。</p> <p>3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日まででは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">【2025 年 4 月 10 日】</p>

施行日：2025 年 4 月 10 日